

行政法講座

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

行政法の全体像を把握することで、地方公務員に必須の法的判断力を高める。

- 行政法の基本的な考え方を学びます。
- 行政法関係法規の解釈や運用についての知識を習得します。
- 公務員としての職務遂行能力の向上を図ります。

期日	1日目	令和3年1月7日(木) 10時～16時30分 ※集合：9時45分	講師	学識経験者
	2日目	令和3年1月8日(金) 9時30分～16時30分		
	3日目	令和3年1月14日(木) 9時30分～16時30分		
会場	茨城県自治研修所 7階 701研修室		計画 人員	35人
対象	一般職員 行政法に関する実務を担当しており基本の考え方を学びたい といった方			

研修の概要

行政法の基本的な考え方について、行政実例や判例を交えながら学習するとともに、行政法関係法規の解釈や運用についての知識を習得し、実務的な職務遂行能力の向上を図ります。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00	12:00	13:00	16:30
1日目		開講 オリエン テーション		行政法総論（講義）		
				休憩		
2日目	行政手続法、行政不服審査法（講義）					
				休憩		
3日目	行政事件訴訟法（講義・演習）					閉講
				休憩		

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 行政法が自らの業務に大きく関わっていることを理解することができた。
- ・ 法は知識ではなく基礎が大切であるという言葉に説得力があり、自分の中の考え方が変わった。
- ・ 過去の具体例なども細かく説明していただいたので、今後の業務を進めるなかで参考になった。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・ 水戸駅南口から徒歩約10分
- ・ 研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>